

第13回 奈良県個人情報保護審議会 会議の概要

◇日時

平成16年 1月29日(木) 9:30~11:30

◇場所

猿沢荘 会議室

◇議事

個人情報保護制度の改善について(第2号諮問事案)

[議事概要]

<検討事項1 個人情報等の定義>

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- 個人情報として保護すべき範囲は基本的に法律と同じ範囲とすることが適当ではないか。
- 条例では、法人の役員に関する情報は対象外としているが、個人情報保護法において保護の対象としているので除外する必要はないのではないか。
- 個人情報ファイルや保有個人情報という概念を導入するかどうかは、制度全体を検討するなかで改めて検討する必要がある。

<検討事項2 実施機関の範囲>

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- 警察業務は、国の指揮監督や他の都道府県との相互協力義務などの点から実施機関とすることは難しいとして警察本部を実施機関に含めていなかった。今回警察を実施機関に含めるかどうかの検討に当たっては、収集や利用提供の制限規定等の適用について検討が必要ではないか。
- 議会は、議会の自律性から言って条例の実施機関となるかどうか自ら判断すべきではないか。

<検討事項3 収集の制限>

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- 条例では本人から収集することを原則としているので、収集する目的や理由を本人にあきらかにすることができる。現行どおり本人収集の原則を維持するのが適当ではないか。
- 利用目的の変更は、目的外の利用を認めることになるので適当ではない。
- 思想信条や差別の原因となるおそれのある個人情報従来どおり収集を制限することが適当ではないか。

<検討事項4 利用提供の制限>

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- 高度情報通信社会の進展に伴い、オンラインによる提供の制限のあり方については見直す必要があるかどうか引き続き検討する。

<検討事項5 適正管理>

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- 滅失漏えい毀損の防止など安全確保の措置を講ずることは県の責務であることから、義務とすることが適当ではないか。
 - 行政文書に記録されている個人情報に限定して義務化することと個人情報全般にわたって適正管理に努めるとすることのどちらがより適切か考える必要がある。
-